

改正

令和3年9月21日訓令第1号

上砂川町創業支援補助金等交付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、上砂川町において新たに創業する者に対し、予算の範囲内で支援措置を行い、もって起業化の促進による産業の振興及び雇用の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出を行い、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

(2) 店舗等 店舗(移動販売車を含む。)、事務所、工場その他事業に供する施設(建物の付属設備(暖冷房設備、照明設備、昇降機その他建物に付属する設備をいう。))を含む。)及びこれに附属し、又は併用する部分の建物(住宅部分を除く。)をいう。

(3) 備品 開業時に必要とする椅子や机、電子機器等の備品で、長期にわたり使用するものをいう。

(補助金の対象)

第3条 この規定により補助金の交付を受けることができる者は、上砂川町内において新たに創業する者で、店舗等の新築又は改築及び備品購入等の事業費が10万円以上であり、かつ町長が町の経済活性化に寄与すると認めたものとする。

(創業祝金の交付)

第4条 町長は、前条の規定により補助金を交付した者のうち、創業後1年を経過した者に対し、創業祝金を交付することができる。

(交付額)

第5条 前2条に規定する補助金又は創業祝金の額は別に定める。

(補助回数)

第6条 第3条に規定する補助金の交付は、同一補助対象者につき1回に限るものとする。

(補助金等の申請及び交付決定)

第7条 補助金又は創業祝金の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、町長に申請書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の申請があったときは、その内容を審査し、補助することを適当と認めた場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業変更等の届出)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出てその承認を受けなければならない。

- (1) 申請の内容に変更があったとき。
- (2) 事業を廃止・休止し、又は縮小したとき。

(実績報告書)

第9条 第3条の規定により補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了後速やかに別に定めるところにより、町長に実績報告書を提出しなければならない。

(報告及び調査)

第10条 町長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対して、必要な報告を求め、又は町長の指定する職員に、店舗等に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

(補助金の取消し等)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号に該当するときは、当該決定の取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 事業を廃止・休止し、又は縮小したとき。
- (3) 町税を滞納したとき。
- (4) 交付日から起算して5年以内に当該補助金を活用した事業を廃止したとき。
- (5) その他この規程又は指令条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、別に定めるところによりその旨を申請者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年8月1日より適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 21 日訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。